

| 西川町                        |      |    |       |     |  |  |   |              |                          |
|----------------------------|------|----|-------|-----|--|--|---|--------------|--------------------------|
| 支援事業名                      | 支援方法 | 分類 |       |     | 支援内容   | 支援要件   | 支援額   | 募集期間         | お問い合わせ                   |
|                            |      | 新築 | リフォーム | その他 |  |  |   |              |                          |
| 西川町高齢者住宅整備資金貸付制度           | 融資   | —  | ○     | —   | 住宅の増改築又は改造に要する工事資金を貸付する。   | 60歳以上の高齢者と同居するための居室等を増改築又は改造を行う者   | 限度額250万円  | 随時           | 健康福祉課<br>0237-74-3243    |
| 西川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度      | 補助金  | ○  | ○     | —   | 合併処理浄化槽設置に対する補助  | 町内の住宅で全浄協の登録を受けたメーカーの浄化槽を使用したもの  | 上限1,110千円<br>(人槽により異なる)   | 平成29年7月末まで   | 建設水道課<br>0237-74-4411    |
| 西川町排水設備等設置改造資金融資斡旋及び利子補給制度 | 利子補給 | —  | ○     | ○   | 対象区域内での排水設備等工事の融資に対する利子補給  | 下水道共用開始区域内の住宅で町指定の排水施設指定工務店での工事  | 融資(上限120万円)に対する利子補給   | 随時           | 建設水道課<br>0237-74-4120    |
| 西川町住宅建築支援事業補助金【県支援事業活用】    | 補助金  | ○  | ○     | —   | ①住宅の新築工事に対する補助金交付<br>②既存住宅の増改築・リフォーム並びに車庫・物置の新築・増改築・リフォームに対する補助金交付<br>③既存住宅の耐震改修工事に対する補助金交付(耐震診断の評価に上限があります)<br>④①②③の工事の際に町内業者からの製品購入額に対し補助金を加算<br>⑤④の内西川町産木材の購入額に対し追加補助<br>⑥①②の工事が雪に配慮した工事である場合補助金を加算 | ・町内に自ら居住する建築物の工事を行う方<br>・町内建築業者等との工事契約<br>・町税等に滞納がないこと<br>・補助金の交付は1世帯で1回まで | ①対象工事費の10%以内の額 限度額80万円<br>②対象工事費の10%以内の額 限度額50万円<br>③対象工事費の1/4以内の額 限度額40万円<br>④対象工事費の20%以内の額 限度額30万円<br>⑤対象経費の額 限度額20万円<br>⑥配慮が認められる場合 10万円 | 平成29年4月～(随時) | 建設水道課<br>0237-74-4120    |
| 介護保険法に基づく住宅改修費給付事業         | 補助金  | —  | ○     | —   | 介護保険法に基づき対象となる住宅改修工事に対し補助  | 在宅の要介護者・要支援者   | 介護保険利用者1人あたり上限額20万円とし、その9割又は8割を補助する。  | 随時           | 健康福祉課<br>0237-74-3243    |
| 西川町薪ストーブ等利用拡大支援事業          | 補助金  | ○  | ○     | —   | 薪ストーブ、ペレットストーブの購入費用、設置に要する経費及び煙突等の配管に係る経費について補助金を交付  | 町内居住者又は平成29年度中に町内に居住する予定者で年度内に、町内住宅又は事業所にストーブを設置する者                        | 対象事業費の3分の1に相当する額(限度額10万円)   | 随時           | 産業振興課事業係<br>0237-74-2113 |